

令和8年度越前町地域おこし協力隊募集要項

1 募集の目的

本町には、豊かな自然をはじめ、福井の冬を代表する味覚の王様「越前がに」や「越前水仙」、また内陸部には、織田信長一族ゆかりの「劔神社」や日本六古窯の一つである「越前焼」など、歴史と文化の香り高い魅力ある観光地が数多く存在しています。これらの地域資源をさまざまな機会を活用しながら、まちの活力向上に努めてきました。

一方、人口減少が進む中で、まちの活力を維持し持続的に発展していくためには、町内外の多くの方々に「住みたいまち」として選ばれ、定住につなげていくことが重要であると考えています。本町では、移住・定住施策の一つとして、福井県が実施している「空き家情報バンク」に取り組んでいますが、登録件数の少なさや、相談から登録に結びつかない点が課題となっています。

そこでこのたび、越前町地域おこし協力隊員設置要綱（令和4年4月1日告示第58号。以下「要綱」という。）に基づき、「空き家・空き地情報バンク」制度の活用促進や相談体制の充実、移住相談等に取り組んでいただける地域おこし協力隊員を募集します。

2 主な活動内容

1	空き家・空き地情報バンクに係る活動 ・登録（物件）の掘り起こし、登録に係る相談の対応・現地確認 ・購入希望者との相談の対応 ・空き家の所在する区長との調整 など
2	移住相談に係る活動 ・県やふるさと回帰センター等が主催する移住フェア・相談会への参加 ・移住情報サイトやSNS（Instagram等）の取材記事作成・投稿 ・オンライン移住相談の実施 など
3	その他の活動 ・毎月の活動報告書の提出 ・年間計画及び報告書等の作成 など

3 応募の条件

応募資格 （応募する全ての方が満たす必要があります。）	(1) 応募時点で三大都市圏の都市地域等に在住し、採用後に越前町へ生活拠点を移し、住民票を異動できる方。ただし、これまで地域おこし協力隊として2年以上活動し、委嘱解除から1年以内の方はこの限りではありません。 ※試用期間中であっても、住民票は越前町へ異動していただきます。 (2) 任期終了後も越前町に居住する意向のある方 (3) 地方公務員法第16条に規定する欠格事由に該当しない方 (4) 普通自動車運転免許を有している方、または取得予定の方 (5) パソコンの一般的な操作（エクセル、ワード、パワーポイント）及びSNSの活用ができる方
--------------------------------	---

求める人物像	・ 移住・定住支援や空き家活用に関心がある方 ・ 地域住民や移住希望者と柔軟なコミュニケーションがとれる方 ・ 人と接することが好きで、人の話に真摯に耳を傾けられる方 ・ 町に定住してプロジェクトを継続する意思がある方 ・ 起業や就業を目指し、本町と共に意欲的に取り組む意思がある方 ※不動産・宅建関連の知識や実務経験がある方は優遇いたします
--------	--

4 採用予定人数

1名

5 雇用形態

約1か月を試用期間として活動した後、地域おこし協力隊員として任用します。

地域おこし協力隊員は、越前町の会計年度任用職員として越前町長が任用します。

任用期間は、令和9年2月1日から令和9年3月31日までとします。

※任用期間前に、試用期間として令和9年1月4日から1か月着任していただきます。

なお、年度ごとに再度任用の可否を判断し、最長3年間（令和12年1月31日まで）活動を延長することができます。ただし、協力隊員として相応しくないと判断した場合は、任期期間中であってもその職を解くことができるものとします。

6 報酬

220,000円／月（支給日：翌月21日）

※別途、年2回（6月・12月）の期末・勤勉手当あり（勤務開始時によって満額でない場合があります）

※試用期間中も同様となります。

7 勤務条件

勤務地	越前町役場 定住促進課 ・ 就業場所の変更の範囲：変更なし
勤務時間	08:30～17:00（うち休憩1時間） ・ 時間外労働：原則なし
勤務日数	原則、月曜日から金曜日の週5日（37.5時間）
休日・休暇	土曜日、日曜日、祝日、年末年始 ・ イベントや研修等で休日出勤が発生する場合は、別日に振替となります。 ・ 年次有給休暇を利用することができます。 初年度は、6か月経過後に年次有給休暇を5日付与します。 ・ 夏季休暇など年次有給休暇以外の休暇を利用することができます。

待遇・福利厚生	住居	・町営住宅（地域対応活用住宅）に居住していただき、町が使用料を支援します。（上限 50,000 円／月） ・敷金、光熱水費は隊員の自己負担になります。 ・転居に係る旅費や経費については自己負担になります。
待遇・福利厚生	活動経費	・活動に使用するパソコンは町が貸与します。 ・活動に公用車を使用できます。ただし、通勤や日常生活には自家用車をご利用ください。 ・研修参加に伴う参加費及び旅費その他隊員としての活動に必要な経費は、事前に協議し予算の範囲内となります。
	社会保険等	・健康保険（共済保険）、厚生年金保険、雇用保険に加入します。（保険料等は報酬から控除されます） ・通勤距離が片道 2km 以上の場合支給します。 ・年 1 回（8 月頃）健康診断を実施します。
	副業	・可（ただし町と隊員が協議のうえ、協力隊活動に支障がない範囲で、町長が認めた場合に限ります。）
	その他	・携帯電話やネット環境等の通信費は自己負担となります。

※試用期間中も同様となります。

8 提出書類・選考の方法

（１）提出書類

応募時に提出

- ・福井県越前町「地域おこし協力隊」応募用紙（様式指定）
- ・応募者アンケート用紙（様式指定）
- ・現住所の住民票抄本 1 部（応募受付開始日以降のもの）
- ・普通自動車運転免許証の写し（表面・裏面） ※取得している場合のみ

応募用紙の送付先

- ・「10 お問い合わせ先」まで、郵送またはメールにて送付してください。

（２）選考方法

応募前	・オンライン事前相談（任意・30 分程度）
応募受付	・必要書類を送付いただいて正式に応募したものとします
一次審査（書類選考）	・応募書類をもとに選考し、結果をメールでお伝えします
二次審査（最終） 現地訪問＋対面面接	・地域の実情体感（町内の空き家等の現状見学）をしていただき、最終確認をいたします。 ※11/23（月祝）・24（火） 予定 ※交通費・宿泊（移住体験施設）に関しては、一部自己負担です（福井県交通費支援制度 上限 15,000 円/人有り）
最終結果の通知	・選考終了後 1 週間を目途に、結果を文書で通知します

(3) 応募受付期間

受付期限は令和8年10月30日（金）までとします。

9 着任時期

令和9年1月4日（月）

※令和9年1月4日～31日は試用期間として着任していただきます。

正式な任用は令和9年2月1日（月）からとなります。

10 問い合わせ先

越前町役場 定住促進課

〒916-0192 福井県丹生郡越前町西田中 13-5-1

TEL 0778-34-8727 （平日 08:30～17:15）

e-mail teijuu@town.echizen.lg.jp

11 留意事項

- (1) 提出された書類は、一切返却できません。また、提出された個人情報については、本事業の目的以外には使用しません。
- (2) 審査の通過及び結果に関する問い合わせには応じられません。
- (3) 不明な点等についてお電話で問い合わせいただく場合は、月曜日から金曜日までの開庁時間（8時30分から17時15分まで）に「10 問い合わせ先」にお問い合わせください。
土・日・祝日及び開庁時間外のお問い合わせは、メールにてお受けしますが、内容の確認と回答につきましては翌平日の開庁時間にさせていただきます。